

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 京都府京都市伏見区南寝小屋町91番地

氏名 安田産業株式会社
代表取締役 安田 奉春

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

京都府知事 西脇隆俊



許可の年月日 令和4年2月10日

許可の有効年月日 令和11年1月17日

1. 事業の範囲

(積替え又は保管を含まない)

- ①燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
 - ②汚泥 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
 - ③廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。)
 - ④廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑤廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑥鉍さい (鉛又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑦ばいじん (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことにより有害なものに限る。)
 - ⑧感染性産業廃棄物
 - ⑨廃石綿等
- 以上9種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さなし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成5年1月18日：当初許可

平成8年12月13日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：①②⑦⑨）

平成10年1月18日：更新許可

平成10年12月8日：許可された廃棄物の限定の表示の変更に伴う許可証の書換え

平成15年1月18日：更新許可

平成20年2月6日：更新許可

平成23年10月27日：優良基準適合

平成27年2月13日：更新許可（優良基準適合）

平成27年2月13日：変更許可（取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の追加：⑥）

令和4年2月10日：更新許可（優良基準適合）

5. 積替え許可の有無 有・無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無